

豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園設置に関する 保護者等説明会 質疑回答要旨

〔令和7年7月31日〕

項目	質問事項等	回答内容
保育教育	新しいこども園と義務教育学校でたくさん交流を持っていただきたい。	基本方針にも記載しているとおり、義務教育学校やふたば園とも交流して、豊能町教育基本指針に定めた保幼小中一貫教育を継続・推進します。
	病児・病後児保育を実施してほしい。	町では、保育中の体調不良児を一時的に預かる体調不良児への対応は行っています。 病児・病後児保育実施には、保育士と看護師の確保、病院・保育所等に敷設された専用スペース等が必要です。民間法人の認定こども園を設置しますが、本事業の実施については、町も協力し医院等との調整を行わなければいけないため、現在のところ開園と同時に実施できるかはわかりません。
	先生や園の場所が変わった場合、慣らし保育はあるのですか。	慣らし保育の目的は、子どもたちが新しい環境に慣れるためです。子どもたちの環境の変化への負担を減らすためには、慣らし保育は必要と考えますので、民間法人にもその旨を伝えて継続を基本としたいと考えています。
	習い事が園でできるなど、民間法人の運営のメリットが大きい法人が採用されると良いですが。	課外等での学習等の考え方、実施予定を選定委員会において法人から十分に聞き取ります。
	認定こども園になった時の定員数に対する保育士の人数はどうなりますか。	大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき配置します。また、1歳児は、基準を定める条例では、幼児6人につき保育士1人以上ですが、新しい認定こども園ではこれまでどおり、幼児5人につき保育士1名以上を配置します。
	認定こども園の定員を満たすだけの保育士は必ずいるということですか。	保育士を確保できると考えています。
	町は、保幼小中一貫教育を掲げているが、民間法人が運営する認定こども園になれば保幼小中一貫教育の取り組みはどうなりますか。	豊能町教育基本指針に基づき、民間法人になっても保幼小中一貫教育は推進します。町内の義務教育学校やふたば園との交流や法人の保育教諭等に当該教育に関する研修会への参加を義務付けるなども選定の際の仕様書に明記します。
	例えば箕面森町の方の入園が多くて豊能町の子どもが入園できないということになりますか。	他市町からの依頼により手続きできる広域入所という制度はありますが、まずは、町内在住の子どもが優先されることになります。 なお、定員に空きがあり、町内在住の子どもの入所希望がない場合に限り、広域入所を許可することになります。
	認定こども園になった後、1号児と2号児の保育教育は同じ部屋で行うのですか。	保育の継承を考えるなら、ふたば園と同じように同じ部屋で行うことになります。

	ひかり幼稚園では、仕事をしている世帯に関わらず預かり保育は利用できるが、認定こども園になると、仕事や介護等をしている保護者限定になるのですか。	豊能町は、就労等に関係なく預かり保育を実施していますので、このような条件で民間法人が継続してくれるのかを選定委員会でしっかりみます。
	民間法人の運営になると障がいのある子どもの入園は断られたりしますが、町はどのように考えていますか。	配慮が必要な子どもの保育については、現状の維持とともに、新たな受け入れについても、町と法人が連携して取り組みます。 また、加配保育士の配置については、そのお子さんや保育・教育の状況を町と法人が見て、必要に応じて配置します。民営化という理由で加配保育士の配置基準が変わることはありません。
	今の保育士や幼稚園の先生はベテランで安心ですが、民間になるとその辺の品質・水準がどのようになりますか。	基本方針を作成するにあたり実績のある法人数社にヒアリングをしました。法人は、どれだけ人の配置が必要か、園長、補佐、ベテラン保育士、新人保育士の配置についても把握しており、同じ法人の系列園から派遣するなども検討していると聞いています。また、三者協議会でも不安なところは法人に伝えて人の配置を求めていくことも必要であると考えています。
引継ぎ	引継ぎ保育で町から民間法人へ派遣される2名の保育教諭の意見がどれだけ反映されますか。また、期間は1年だけですか。もう少し長く派遣できませんか。	派遣する職員数は2名程度で、まだ人数は決定していません。認定こども園に派遣する職員のポジションもまだ決定していませんが、保育教育の良い部分を継承することは、三者協議会でも検討していきます。 また、派遣期間については、概ね2年と考えています。
	公私連携幼保連携型認定こども園になる時には、町と運営法人が協定を交わされるが、運営の方針についてどこまで町が絡めるのですか。初谷川での遊びなど非常に良いのですが、町がどこまで言えますか。	公私連携幼保連携型認定こども園を設置するにあたり、協定で定める内容は法律で定められています。所在地、保育教育内容の基本的事項、違反した場合の措置などです。 保育教育内容については、保育教育等に関する基本的事項において、初谷川をどう活用するかまで具体的に記載できるのかということではありますが、豊能町での運営を希望する法人は、この自然を活用した保育をしたい法人が多いのでそれを打ち出すのは一つのメリットだと思います。また、三者協議会でも、保護者や町の考えを法人に示して希望ができるだけ入るような形にしていくことに尽きると思います。
	吉川保育所で行っている夏のシャワーや、1歳児クラスでは排便時、シャワーで洗ってもらえるなど手厚いと思う。また、町は協定を交わしますが、初谷川での遊びなど細かい保育内容などは引き継がれず、法人の内容になるのでしょうか。どこまで町が口出しできますか。	現在町で行ってる保育教育内容については、合同保育や引継ぎ保育などを通して引継ぐようにします。民間法人から大きく変わるような提案があれば、三者協議会で協議することになります。

施設	令和11年4月に開園の前に、在園児の保護者が園内の施設・教室を見学できますか。	認定こども園の建設スケジュールは、まだ決まっていません。今後、民間法人を選定しますが、入園前に施設を見学できれば保護者の不安にも対応できると考えますので、法人との様々な調整の中で伝えていきます。
	駐車場のスペースも確保してほしい。	認定こども園の敷地は、西地区公共施設再編計画で決定されます。子どもの送迎などで駐車場は必要であると思いますが、駐車スペースが確保できない場合は、近隣に設置される町駐車場を利用できると考えています。
	年度途中で吉川保育所の特に0歳児の入所は増えますが、認定こども園の0歳児の定員は9人であり、待機児童は出ないのですか。	吉川保育所の0歳児の定員は8名です。認定こども園に移行後の定員は9名であり、過去数年の入所者からみると、設定した定員数で希望される保護者の受入れは可能であると考えています。
	新しい認定こども園の定員は190人ですが、定員数が少なく採算が取れないのですか。	吉川保育所とひかり幼稚園の入所状況から、190人位が妥当と考えています。採算については、子ども預かると一人当たりいくら支払うという公定価格を国が定めており、定員数が多い施設より少ない施設の方が一人当たりの単価が高くなっています。
	園庭がめちゃくちゃ狭い園とかになりませんか。	国の基準に基づき、定員数に基づいた面積を確保します。
運営法人選定	運営法人の選定において、豊能町に魅力を感じて応募してくれる法人がありますか。	何社かの法人に説明に行っていますが、積極的な法人は複数あります。
	光風台に住んでいるので通園バスは通っていませんが、場所がふれあい広場の近くになるので通園バスは運行されますか。	民間法人の認定こども園になりますので、経営上子どもを集めなくてははいけませんので、民間法人は運行を考えるといます。また、選定委員会でも協議されると思います。
	選定委員会では点数制で法人を選定する予定であるとのことですが、点数が低い法人ばかりの場合はどうなりますか。	選定委員会では、細かな項目を設けて点数をつけます。合計点が、基準の点数に満たない場合は、法人を選定することはありません。その場合は、再度募集を行うことになります。
	運営法人の選定において途中の経過情報を知ることができますか。また、途中でこうしてほしいとかの希望を出すことはできますか。	選定委員会は、基本的には公開ですので傍聴も可能です。結果や会議録については、町ホームページ等でお知らせする予定です。ただし、最終の点数をつける委員会は非公開の予定です。 このようにしてほしいなどの要望があれば、代表の方を通じて選定委員会で意見を述べていただくことになるかと思います。
三者協議会	民間法人が運営する認定こども園になった時、保護者が園の取り組みについて意見を言える場がありますか。	民間法人選定後、保護者、町、運営法人で組織する三者協議会を設置します。保護者の代表の方に参加していただく予定です。また、保護者アンケートも実施します。

	民営化された園で勤めていたことがありますが、0歳児が卒園するまでは公立施設の良いところを引き継ぐのですが、その後は、前の園の色はないようなことになりませんか。	設置するのは公私連携幼保連携型認定こども園です。町の関与が全くなくなることはありません。三者協議会も設置して保護者、町、運営法人が保育の内容も常にチェックします。今回想定しているのは、5年間の公私連携型ですが、その後どうするのかについては、三者協議会で協議していただくことになると思います。
財政	豊能町の財政が厳しいということはわかるが、歳入を増やす策や、なくす事業なども説明してほしい。	今後の説明会においてご指摘の内容を教育委員会として説明できる範囲でお伝えします。
	公私連携の場合、運営法人の収支（経営）については、どこまで町は把握しますか。また、経営状態が悪くなった場合、町が手を差し延べたり、他の民間法人を検討するのですか。また、これらを協定時に決めるのですか。	運営法人選定にあたって選定委員会は、税に滞納のないことの証明や資金収支報告書等の提出を求めることになると思います。 民間法人の経営状態に不安が生じるようであれば、状況の聞き取り等を行い保護者や子どもさんが不安を感じることがない対応が必要と考えています。 帳簿等の保管、検査、損害賠償等は、協定で定めることになります。
	運営主体が民間法人になると、町での運営より財政上収支が良くなるが、その分は子どものために使われるのですか。	第3期豊能町子ども・子育て支援事業計画（令和7年3月策定）では、これまでの子どもに関する事業に加えて様々な新規事業を計画しています。 新たな認定こども園を設置することによる財政的効果額は、これらにも活用します。
その他	説明会だけでなく、子育て支援センターすきっぷ、保健福祉センターの検診・教室時、幼稚園や学校でも保護者の生の声を聞いてほしい。	認定こども園開園まで約3年8ヶ月あります。今後も説明会を開催しますが、開催場所については、施設の都合も聞き調整します。
	町の職員の方は、公立と民間とはどこが違って、ここを残したいということを思っていますか。	人権を尊重した保育教育や配慮を要する子どもの保育教育については、町の保育所・幼稚園は優れており、継続しないといけなと考えています。 ただし、古くなった施設を建て替える場合や運営については、民間設置の方が国の制度上財政的に有利であるので、民間法人による公私連携幼保連携型認定こども園の設置を選択しました。
	財政難でこども園の民営化を決められた。入園金など子育て家庭のために町で負担していただいていた部分を、シートスに回していたが、今後、子育て家庭についてどう考えていますか。	民間法人に認定こども園をお任せするので、法人から保護者に何らかの金額負担があった場合は、町としても法人に保護者と一緒になって納得できるような説明を求めます。 町の方針である総合まちづくり計画では、「安心して子どもが産める環境づくり」を基本施策として位置づけており、子育て環境を整えることは重要視しています。 町全体の財政を考えた場合、国の制度上、民間法人での運営が町としても財政的に有効であるので、その辺りのご理解をお願いします。

民間の幼稚園でやっていることと公立の幼稚園でやっていることは違うのですか。	民間の園は、園児を集めるために特色を出します。課外活動での英語・音楽・体操などです。 また、新規事業を行う場合、公立は補正予算を行ってから実施しますが、私立では例えば理事会だけで実施でき、スピード感と柔軟性があります。
町の子どもがみんな他市町の幼稚園や認定こども園に行かれても、町は痛くも痒くもないのですか。園児が集まらなくても良いのですか。	そもそも豊能町に設置するのは、公私連携幼保連携型認定こども園です。町も公費を出して豊能町の住民さんの利用を目的としているので、豊能町にお住まいの方が利用したいと思う認定こども園にしたいと考えています。
入園金、制服、給食の回数、バス代などは、決まり次第伝えていただきたい。	現在、応募を積極的に考えてくれている法人は、入園金は無いと言っています。しかし、入園金の名目以外での徴収はあるかもしれません。 給食等の件に関しては、民間法人のやり方が決まり次第お伝えします。
吉川保育所とひかり幼稚園を統合して1園の認定こども園を設置するとのことであるが、なぜ、ふたば園も統合に含めて3園を1園にしないのですか。	現在の職員の勤務場所の確保や、民間法人の園において応援が急に必要になった場合に対応することも想定しています。また、乳幼児等の保育教育については、できるだけ自宅に近い方が移動に係る負担も少ないと考えていますので、ふたば園は残す選択をしました。
民間法人の認定こども園になる場合のデメリットは何ですか。	公私連携幼保連携型認定こども園を設置できるのは、社会福祉法人若しくは学校法人に限られていますが、認定こども園を設置後、撤退するとは言いきれません。そこが課題ですが、選定委員会において法人選定を慎重に見極める必要があります。 また、もう一つの課題は、民間法人の運営になる時に保育士・幼稚園教諭が入れ替わることです。子どもや保護者の不安や負担を解消できるよう合同保育や引継ぎ保育で十分配慮したいと考えています。
公立であっても私立であっても保育士を集めるのに苦労しているようですが、私立はどのようにして集められるのですか。	これまで聞き取りをした法人では、開園に向けて職員採用を1年で行うのではなく、その前年から採用を行うという考えのところもありました。また、園の卒園生が保育教諭として帰って来てくれているところもあると聞いています。
認定こども園の設置場所が決まって、その場所にあった施設はどうなるのですか。	現在、町として西地区の公共施設の再編を検討しています。認定こども園の設置場所が決まれば、その場所にあった施設が無くなるように計画を立てます。
隣の県では、保育士の採用にあたって補助金があります。準備金40万円を出すとかもやっています。町も協力して保育士を募集するとかできませんか。	保育士を集めるのに補助金等を出している市町はあります。これは国の制度を活用していますが、対象となるのは民間法人です。町立の施設はこの制度を使えませんが、民間法人の認定こども園を設置した時、法人がこの制度を使いたいとなった時には、町も協力できる部分はあると思います。

今後も説明会があると聞いたのですが、ホームページなどで知らせてもらえますか。卒園した後は、どのように知れば良いのですか。	このような形式の説明会は、開園の1年前ぐらいに実施すると思います。 説明会の開催は、広報、ホームページへの掲載や、所園からのおたよりにより周知させていただきます。
なぜ民間法人の認定こども園を設置するのですか。また、東地区に公立のふたば園があり、西地区に民間のこども園を設置されますが、公立と民間でどう違うのですか。	西地区における認定こども園設置については、豊能町の財政状況も加味しながら子ども・子育て審議会で審議されました。その結果、保護者、町、法人の三者協議会を設置して運営する公私連携幼保連携型認定こども園の設置を令和4年1月に提案され、町として決定しました。 民間は、運営について破綻等の不安はありますが、保育料は町と同額であり、保育教育内容等で新しいことを行う場合のスピード感はあると思います。
令和11年度は民間に公立の保育教諭を2名程度派遣されますが、できるだけ今の先生を大切にしていきたい。	町として民間法人に派遣できる保育教諭は2名程度です。その他の常勤職員の保育教諭については、ふたば園、こども未来部などに異動となります。会計年度任用職員については、本人の希望に基づき新たな民間法人の認定こども園での雇用が実現できるよう配慮します。
これまでの町の幼稚園と保育所の再編経過を教えてください。	平成23年4月に東地区は、双葉保育所と東能勢幼稚園を統合して認定こども園ふたば園を設置しました。同時期に西地区は、吉川幼稚園と光風台幼稚園を統合してひかり幼稚園を設置しました。 現在、町には、ふたば園、ひかり幼稚園、吉川保育所があります。
以前、パークアンドライドの話があったと思うがどうなりましたか。	現在、その予定はありません。基本方針でもお示ししているように、保育教育を考えた場合、義務教育学校の近くに設置します。
給食は、義務教育学校で作るのではなく、新しい園で作るのですか。	自園調理を考えています。